

(公 印 省 略)
疾 5 7 6 8 号
令和6年11月29日

各健康福祉事務所長 様

保健医療部疾病対策課長

エムボックスのクレード判別のための検査体制の整備について（協力依頼）

標記のことについて、別添のとおり令和6年11月15日付け閣感第362号
内閣官房 内閣参事官、感感発1115第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染
症対策部感染症対策課長連名通知がありました。

エムボックスのクレード判定検査につきましては、兵庫県健康科学研究所で
の検査の実施が可能となりましたので、行政検査が必要となる場合は、当課へご
連絡をお願いいたします。

【担当】

保健医療部疾病対策課

感染症対策推進班 田口

TEL : 078-341-7711 (内 3295)

Mail : shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

閣 感 第 3 6 2 号
感 感 発 1115 第 2 号
令 和 6 年 11 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

内閣官房 内閣参事官
厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長

エムボックスのクレード判別のための検査体制の整備について（協力依頼）

エムボックス患者発生時の対応については、「エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」（令和4年5月20日付け事務連絡（令和6年8月16日最終改正））によりお示ししているところです。

本年8月14日に世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国及び周辺国におけるエムボックスの急激な感染拡大について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されて以降、従来流行しているクレードⅡウイルスと比べて重症化するリスクが高い可能性が指摘されているクレードⅠウイルスによる感染（輸入症例）が、現在までに、アフリカ大陸以外の複数国で報告されているところです。また、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことを踏まえ、内閣官房に「エムボックスに関する関係省庁対策会議」が設置され、国内の検査体制や患者の受入体制等の確認がされるなど、政府としてもエムボックス（クレードⅠ）への対応について緊急時の体制を敷いているところです。

つきましては、国内におけるエムボックス（クレードⅠ）の侵入を早期に探知し、感染拡大を防止するため、今後、しばらくの間、エムボックスの患者が発生した場合には、夜間・休日を問わず直ちに地方衛生研究所におけるクレード判別検査の実施又は、夜間・休日の対応が難しい場合若しくは地方衛生研究所におけるクレード判別検査が実施できない場合には可及的速やかに国立感染症研究所への検体送付をお願いします。また、地方衛生研究所における判別検査の結果について、厚生労働省への速やかな連絡をお願いします。当該取扱いを終える際は、改めて通知します。

なお、今後、国立感染症研究所より、希望する自治体に対してクレード判別検査に使用する PCR プライマー及びプローブを配布予定であることを申し添えます。準備が整い次第、検査手順を含めて、別途ご連絡いたします。

(参考)

・エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について」(令和4年5月20日付け事務連絡、令和6年8月16日最終改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001184502.pdf>